基 発 0710 第 1 号
平成２１年７月１０日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

チェーンソー取扱い作業指針について

チェーンソーの適切な取扱い等による健康障害の予防については、昭和５０年１０月２０日付け基発第６１０号「チエンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添２「チエンソー取扱い作業指針」等により推進してきたが、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構（ISO）等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される１日８時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量Ａ(8)）の考え方等に基づく対策を推進するため、下記のとおり、「チエンソー取扱い作業指針」を改正することとしたところである。

貴局においても、本指針に基づく取組について、関係事業者に対する指導等に遺憾なきを期されたい。

記

昭和５０年１０月２０日付け基発第６１０号「チエンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添２を別紙のとおり改める。

別紙

チェーンソー取扱い作業指針

第１　事業者の措置

事業者は、本指針を遵守するとともに、本指針が労働者に守られるよう、必要な措置を講ずること。

１　チェーンソーの選定基準

次によりチェーンソーを選定すること。

（１） 防振機構内蔵型で、かつ、振動及び騒音ができる限り少ないものを選ぶこと。

（２）できる限り軽量なものを選び、大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ない場合に限って用いること。

（３）ガイドバーの長さが、伐倒のために必要な限度を超えないものを選ぶこと。

２　チェーンソーの点検・整備

（１）チェーンソーを製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようにすること。

（２）ソーチェーンについては、目立てを定期的に行い、予備のソーチェーンを業務場所に持参して適宜交換する等常に最良の状態で使用すること。

また、チェーンソーを使用する事業場については、「振動工具管理責任者」を選任し、チェーンソーの点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。

３　チェーンソー作業の作業時間の管理及び進め方

（１）伐倒、集材、運材等を計画的に組み合わせることにより、チェーンソーを取り扱わない日を設けるなどの方法により１週間のチェーンソーによる振動ばく露時間を平準化すること。

（２）使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」を、表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握し、当該値及び１日当たりの振動ばく露時間から、次式、別紙の表等により１日８時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量Ａ(8)）を求め、次の措置を講ずること。

$$\text{日振動ばく露量}\quad A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}}\quad [\mathrm{m/s^2}]$$

(a[m/s^2]は周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値、
T[時間]は１日の振動ばく露時間)

ア　日振動ばく露量Ａ(8)が、日振動ばく露限界値（5.0m/s^2）を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等を行うこと。

イ　日振動ばく露量Ａ(8)が、日振動ばく露限界値（5.0m/s²）を超えない場合であっても日振動ばく露対策値（2.5m/s²）を超える場合には振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等の対策に努めること。

ウ　日振動ばく露限界値(5.0m/s²)に対応した１日の振動ばく露時間(以下「振動ばく露限界時間」T_Lという。）を次式、別紙の表等により算出し、これが２時間を超える場合には、当面、１日の振動ばく露時間を２時間以下とすること。

振動ばく露限界時間　$$T_L = \frac{200}{a^2} \text{［時間］}$$

（ａ［m/s²］は周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値）

　ただし、チェーンソーの点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により実施するとともに、使用する個々のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」ａを、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露限界時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りでないこと。

　なお、この場合であっても１日のばく露時間を４時間以下とすることが望ましいこと。

エ　使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」が把握できないものは、類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」ａを参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが２時間を超える場合には、１日の振動ばく露時間を２時間以下のできる限り短時間とすること。

（３）チェーンソーによる一連続の振動ばく露時間は、１０分以内とすること。

（４）事業者は、作業開始前に、（２）ウ及びエに基づき使用するチェーンソーの１日当たりの振動ばく露限界時間から、１日当たりの振動ばく露時間を定め、これに基づき、具体的なチェーンソーを用いた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示すこと。

　なお、事業者は、同一労働者が１日に複数のチェーンソー等の振動工具を使用する場合には、個々の工具ごとの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」等から、次式により当該労働者の日振動ばく露量Ａ(8)を求めること。

$$a_{hv(rms)} = \sqrt{\frac{1}{T_v}\sum_{i=1}^{n}(a_{hv(rms)i}^2 T_i)} \quad [m/s^2]$$

日振動ばく露量　$A(8) = a_{hv(rms)} \sqrt{\frac{Tv}{8}}$　$\left[m/s^2\right]$

($a_{hv(rms)i}$はｉ番目の作業の３軸合成値、T_iはｉ番目の作業のばく露時間、ｎは作業の合計数、T_vはｎ個の作業の合計ばく露時間)

（５）大型の重いチェーンソーを用いる場合は、１日の振動ばく露時間及び一連続の振動ばく露時間を更に短縮すること。

４　チェーンソーの使用上の注意

（１）下草払い、小枝払い等は、手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用をできる限り避けること。

（２）チェーンソーを無理に木に押しつけないよう努めること。また、チェーンソーを持つときは、ひじや膝を軽く曲げて持ち、かつ、チェーンソーを木にもたせかけるようにして、チェーンソーの重量をなるべく木で支えさせるようにし、作業者のチェーンソーを支える力を少なくすること。

（３）移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。

５　作業上の注意

（１）雨の中の作業等、作業者の身体を冷やすことは、努めて避けること。

（２）防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を用いること。

（３）作業中は軽く、かつ、暖かい服を着用すること。

（４）寒冷地における休憩は、できる限り暖かい場所でとるよう心掛けること。

（５）エンジンを掛けている時は、耳栓等を用いること。

６　体操等の実施

筋肉の局部的な疲れをとり、身体の健康を保持するため、作業開始前、作業間及び作業終了後に、首、肩の回転、ひじ、手、指の屈伸、腰の曲げ伸ばし、腰の回転を主体とした体操及びマッサージを毎日行うこと。

７　通勤の方法

通勤は、身体が冷えないような方法をとり、オートバイ等による通勤は、できる限り避けること。

８　その他

（１）適切な作業計画を樹立し、これに見合う人員を配置すること。

（２）目立ての機材を備え付けるようにすること。

（３）ソーチェーンの目立て、チェーンソーの点検・整備、日振動ばく露量Ａ(8)

に基づくチェーンソーの適正な取扱いについての教育を行うこと。

（４）暖房を設けた休憩小屋等を設置すること。

（５）防振手袋、耳栓等の保護具を支給すること。

第２　労働者の措置

労働者は、第１の１から８までに掲げる事項を遵守するとともに、振動障害の予防のため事業者が講ずる措置に協力するように努めること。